

3つの支援策 それぞれの要点

① こどもエコすまい支援事業を創設

概要 **新築** 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、ZEH住宅の取得に100万円補助

リフォーム すべての世帯を対象に、原則最大30万円補助
(子育て世帯や若者夫婦世帯の場合等は上限を最大60万円まで引き上げ)

対象者 令和4年11月8日以降に「対象工事」に着手し、申請した方
※対象工事：新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事

受付期間 令和5年3月下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)
※申請は住宅事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

詳細は

お問合せ先 **こどもエコすまい支援事業事務局**

受付:9時～17時 (土日祝を含む) ☎0570-200-594 (通話料がかかります。)

※IP電話等からのご利用の場合 045-330-1340

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp>



住宅の省エネリフォーム支援については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省の連携により、ワンストップでの利用を可能とします。

詳細は <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp> をご参照ください。

② 住宅ローン減税で13年間の税額控除

概要 ・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間※、所得税額と住民税額の一部から税額控除
※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。

・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乗せ

対象者 令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方

詳細は

お問合せ先 **お近くの税務署へ**

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html



③ 贈与税非課税枠は最大1,000万円

概要 親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、
最大1,000万円までの贈与が非課税

対象者 令和4年1月から令和5年12月末までに贈与を受けた方

詳細は

お問合せ先 **お近くの税務署へ**

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000018.html



詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>